

# 市民開設型の市民農園の設置について

幸手市内に農地を所有している方で市民向けに農園の開設を希望する方を募集します。

## 対象となる農地

- ・ 地域計画の目標地図で担い手が位置付けられていない農地

## 開設にかかる要件

- ・ 幸手市内に農地を所有している方
- ・ 農園の維持管理ができる方（自己管理または委託による）

## 利用条件

**1区画（50㎡以内）あたり 年額7,000円以内**  
※農園の整備状況により調整（駐車場や水利施設等）

## 開設までの流れ

- ① 農園開設者から農業振興課へ相談・事業計画書の提出
- ② 内容の確認後に幸手市ホームページにて公表

## 契約の方法

- ・ 利用者と契約者間で農園利用契約書の締結（最長5年間）
- ・ 利用者は幸手市内に居住を置くものとする。

## 参考例（ふれあい農園：幸手市）

所在地：大字幸手2814-1

区画数：78区画（1区画あたり30㎡）

利用料：年額7,000円

設備：駐車場・堆肥場・水利施設（井戸2か所）



### 【 利用状況 】

空き区画：なし（令和8年3月時点）

管理方法：農園内の除草作業（年2～3回）

堆肥場の整理（年2～3回）

空き区画の対応（除草後に防草シートで養生）

問い合わせ先

幸手市役所 建設経済部農業振興課 農業振興担当

TEL 0480-43-1111（内線535）